

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年1月30日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- 1 定期監査の結果の報告 令和7年11月26日付け7盛監第41号
- 2 対象部署 市長公室、建設部、都市整備部、玉山総合事務所及び会計課
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。